

報告第102号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和3年10月26日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年9月30日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方 住所

氏名

[REDACTED]

2 損害賠償の額 金 170,500円也

3 損害賠償の原因

令和3年2月16日、市営北厨川アパート5号館に附属した共同物置の扉が強風に煽られて相手方所有の家屋に衝突し、家屋外壁を損傷したことによる。

報告第103号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和3年10月26日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年10月5日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償の額 金11,313円也
- 3 損害賠償の原因

令和3年8月17日、盛岡市下太田下川原地内において、市道下太田 225号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第104号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和3年10月26日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年10月5日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- | | | |
|------------|-----------|------------|
| 1 損害賠償の相手方 | 住所 | [REDACTED] |
| | 氏名 | [REDACTED] |
| 2 損害賠償の額 | 金20,552円也 | |
| 3 損害賠償の原因 | | |

令和3年8月23日、盛岡市上太田蔵戸地内において、市道下太田上太田3号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第105号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和3年10月26日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年10月6日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

2 損害賠償の額 金11,964円也

3 損害賠償の原因

令和3年8月31日、盛岡市上太田下中屋敷地内において、市道下太田上太田3号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第106号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和3年10月26日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年10月7日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- | | | |
|------------|-----------|------------|
| 1 損害賠償の相手方 | 住所 | [REDACTED] |
| | 氏名 | [REDACTED] |
| 2 損害賠償の額 | 金23,650円也 | |
| 3 損害賠償の原因 | | |

令和3年7月25日、盛岡市高松多目的広場人工芝広場において、サッカー大会の試合中にサッカーボールが防球ネットを越え、隣接の相手方所有のフェンスに当たり、フェンスを損傷したことによる。

報告第107号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和3年10月26日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年10月8日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償の額 金 6,700円也
- 3 損害賠償の原因

平成30年2月25日、盛岡市本宮三丁目地内において、市道荒屋宮沢線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第108号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和3年10月26日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年10月8日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方 住所

氏名

2 損害賠償の額 金99,700円也

3 損害賠償の原因

令和3年3月4日、盛岡市手代森9地割地内において、市道手代森線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第109号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和3年10月26日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年10月8日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- | | | |
|------------|-------------|------------|
| 1 損害賠償の相手方 | 住所 | [REDACTED] |
| | 氏名 | [REDACTED] |
| 2 損害賠償の額 | 金 101,499円也 | |
| 3 損害賠償の原因 | | |

令和3年7月27日、盛岡市青山三丁目地内において、市道新幹線側道14号線から隣接する駐車場に自動車で乗り入れた際、道路側溝の蓋が跳ね上がり、車両を損傷したことによる。

報告第110号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、
同条第2項の規定により報告する。

令和3年10月26日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第8号の規定により、専決処分する。

工 事 件 名	変 更 内 容	専決処分年月日
盛岡市立大新小学校校舎大規模改修（機械設備）工事	契約金額「222,572,900円」を「223,749,900円」に改める。	令和3年10月8日

報告第111号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和3年10月26日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第8号の規定により、専決処分する。

工 事 件 名	変 更 内 容	専決処分年月日
盛岡市立大新小学校校舎大規模改修（電気設備）工事	契約金額「226,188,600円」を「227,839,700円」に改める。	令和3年10月8日

報告第112号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和3年10月26日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年10月11日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- | | | |
|------------|-----------|------------|
| 1 損害賠償の相手方 | 住所 | [REDACTED] |
| | 氏名 | [REDACTED] |
| 2 損害賠償の額 | 金38,269円也 | |
| 3 損害賠償の原因 | | |

令和3年6月14日、盛岡市羽場19地割地内において、市道西部線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第113号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和3年10月26日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年10月12日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- | | | |
|------------|-------------|------------|
| 1 損害賠償の相手方 | 住所 | [REDACTED] |
| | 氏名 | [REDACTED] |
| 2 損害賠償の額 | 金 231,000円也 | |
| 3 損害賠償の原因 | | |

令和3年7月6日、盛岡市中ノ橋通二丁目地内の商業施設駐車場内で業務を行うために市有移動図書館車を移動中、車体上部スピーカーが商業施設の看板に接触し、看板を損傷したことによる。

報告第114号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和3年10月26日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年10月12日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- | | | |
|------------|-----------|------------|
| 1 損害賠償の相手方 | 住所 | [REDACTED] |
| | 氏名 | [REDACTED] |
| 2 損害賠償の額 | 金72,343円也 | |
| 3 損害賠償の原因 | | |

令和3年9月5日、盛岡市中野一丁目地内において、市道中野一丁目4号線から隣接する駐車場に自動車で乗り入れた際、L型側溝が跳ね上がり、車両を損傷したことによる。